

広島市人事委員会規則第11号

令和8年4月16日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡久美

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項第2号中「企画総務局人事部研修センター所長」を削り、同項第3号中「企画総務局市民相談センター所長」の右に「企画総務局人事部研修センター所長」を加え、同項第4号中「企画総務局秘書課主幹」を「企画総務局法務課主幹（訴訟事務を専ら担当する主幹に限る。） 企画総務局秘書課主幹」に改め、「企画総務局行政経営部行政経営課主幹」を削り、同項第5号中「 審理係長及び主査（訴訟事務を専ら担当する主査に限る。）」を「及び審理係長」に改め、同表の教育委員会事務局の項第6号中「総務部総務課の主任及び主査（人件費の編成及び経理に関する事務並びに諸手当の認定に関する事務を担当する主査に限る。） 総務部教育給与課の主任」を「総務部総務課の主任 総務部教育給与課の主任及び主査（人件費の編成及び経理に関する事務並びに諸手当の認定に関する事務を担当する主査に限る。）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。